

生活支援サービス契約書

社会福祉法人 嘉祥会(以下「甲」という)と (以下「乙」という)
とは、賃貸借の目的である建物「清住の杜 町田」(サービス付き高齢者向け住宅)に
おける乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(状況把握(安否確認)・生活相談・緊急時対応)を提供するとともに、乙の希望に応じて、選択サービス(重要事項説明書4)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月5日、もしくは退去日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。ただし1部(片面)10円(税別)の費用負担がございします。

第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金 30,000円(税別)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書4に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して翌月分を毎月15日までに乙に請求し、乙は、25日までに甲へ振込み、もしくは27日に口座振替方法で支払います。
振込手数料は入居者(乙)の負担になります
- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して前月分を毎月15日までに乙に請求し、乙は、25日までに甲へ振込み、もしくは27日に口座振替方法で支払います。
振込手数料は入居者(乙)の負担になります。
- 3 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「清住の杜 町田」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約は終了します。
- 2 乙の責によらない事由により状況把握・生活相談サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができます。
- 3 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とし、その後も同様とします。

第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は乙が正当な理由なく甲に支払うべき生活支援サービス利用料を滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

- 2 入居者及び連帯保証人等から予め文書で同意書(別紙 1)を得ない限り、入居者及び連帯保証人等の個人情報を用いませぬ。
- 3 個人情報については、契約終了後 2 年間保管し、その後は破棄致します。

第 11 条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、極度額130万円を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、本契約が終了した時、もしくは乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第 13 条(賠償責任)

- 1 甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし、地震等の天災や入居者自身によるもの等は除きます。
- 2 入居者及び連帯保証人等は、甲が加入している損害保険、その他諸保険から要求される調査、保険金査定あるいは請求事務に全面的に協力するものとします。

第14条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第15条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟の必要が生じたときは、「清住の杜 町田」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

前記の契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

登録事業者(甲)

住 所 東京都町田市下小山田町 2729-2

氏 名 社会福祉法人 嘉祥会
理事長 彌 信道

印

契約者(乙)

住 所

氏 名

印

(代筆・代理人：

関係

)

(理由：

)

連帯保証人(丙)

住 所

氏 名

実印

極度額

130万円

【別紙 1】

住宅運営についての同意書

私（入居者及びその家族等）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限度の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

住宅運営に必要な下記の場合とする。

- (1) 入居者が医療・介護サービスを希望された場合、円滑にサービスが提供されるため
- (2) 緊急時における救急隊員及び医師などへの情報提供
- (3) 国、都道府県若しくは市区町村等に対する報告、文書の提出若しくは提示時において必要な場合

2. 使用する期間

当該住宅に入居している期間

3. 条件

- (1) 事業者は、同意書に定める個人情報を責任もって管理保管すること
- (2) 個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることの無いよう、細心の注意をはらうこと
- (3) 個人情報を使用した経過を記録しておくこと

※個人情報とは、①ご本人の生活歴②ご本人の既往歴（疾病）、緊急時の連絡先③事故報告時の本人の状況、など

令和 年 月 日

（事業者）社会福祉法人嘉祥会 御中

入居者 氏名 _____ 印

代筆・
代理人 氏名 _____ 印
(入居者本人との関係)

家族 住所 _____
代表 氏名 _____ 印
(入居者本人との関係)

